

令和5年第1回定例会議事日程（第4号）

令和5年3月16日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第2号 吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 吉富町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 吉富町福祉的給付金支給条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第13 議案第15号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第16号 令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第17号 令和4年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第18号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）について
- 日程第17 議案第19号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第20号 令和5年度吉富町一般会計予算について
- 日程第19 議案第21号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第22号 令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 議案第23号 令和5年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第22 議案第24号 令和5年度吉富町水道事業会計予算について

日程第23 議案第25号 令和5年度吉富町下水道事業会計予算について

日程第24 請願第1号 国に対し消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出に関する請願

日程第25 発議第1号 吉富町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第26 意見書第1号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書について

日程第27 閉会中の継続審査の申し出について

令和5年第1回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 令和5年3月16日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月16日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則
 2 番 向野 倍吉 8 番 岸本加代子
 3 番 中家 章智 9 番 横川 清一
 4 番 矢岡 匡 10番 是石 利彦
 5 番 山本 定生

不 応 招 議 員 7 番 梅津 義信
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121	町 長 花畑 明	上下水	奥家 照彦
条の規定により説明	教 育 長 江崎 藏	地域振興課長	軍神 宏充
のため会議に出席し	未来まちづくり課長 和才 薫	教 務 課 長	小原 弘光
た者の職氏名	総務財政課長 奥本 仁志	建 設 課 主 幹	南 博己
	住 民 課 長 石丸 順子	吉富あ	友田 哲也
	税 務 岩井 保子	危機管理室長	梅林 正典
	福祉保険課長 別府 真二	検査会計室長	奥本 恭子
	子育て健康課長 石丸 貴之	吉富保育	鍛治 淳子

本会議に職務のため 局 長 鍛治 幸平
 出席した者の職氏名 書 記 西岡 恵

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、横川議員、角畑議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（是石 利彦君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第2号から、日程第24、請願第1号まで、22案件を一括議題といたします。
総務文教、福祉産業建設、予算決算委員会の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（中家 章智君） 皆さん、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

議案第2号吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第3号吉富町個人情報保護審査会条例の制定について、議案第4号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号令和4年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について、議案第23号令和5年度吉富町奨学金特別会計予算について、請願第1号国に対し消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出に関する請願。

去る3月3日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第2号吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号吉富町個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、第5条の組織について、審査会委員に職員が含まれますか、また事務局は職員が行うのか教えてください等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、本会議では、母親から父親に育児休業を交代できるという説明でしたが、交代するときは日数が経過した後でも可能ですか。3回目の育児休業取得が可能という説明でしたが、最長1年半であれば2回育児休業を取った後にもう一度育児休業が取得できるということですか。育児休業取得に関しては、女性が95%、男性は5%程度と聞いていますが、吉富町役場の職員の取得はどういう状況ですか等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号令和4年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、返還金が当初予算から比べて増えた理由と人数を説明してください。貸付金が予定を下回る理由と今後の対策があれば説明してください等々の質疑がなされ、意見等は特になく採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号令和5年度吉富町奨学金特別会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、返還金は何人分を予定していますか。貸付金の人数は前年度同数ですか等々の質疑がなされ、意見では、奨学金は以前に比べて借りやすくなっていますが、最近では借りる人が減ってきている傾向にあります。今後改めて、返済しなくてもいい制度の奨学金を考えてもらいたい旨の意見を添えて賛成意見とします等の意見がなされ、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

請願第1号国に対し消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出に関する請願についてであります。

意見では、今回の請願は、表題は中止を求める意見書ですが、紹介議員は「中止」を「延期」に変更しても構わないという説明でした。議案の取扱い自体が納得できません。中止であれば中止の意見書を、延期であれば延期の意見書を提出すべきだと思います。これは趣旨に沿っていないと思いますので、反対いたします。この制度の進捗を考えますと、時既に遅しというのが大方のコモンセンスだと思い反対します等々の意見がなされ、採決では不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 福祉産業建設副委員長。

○福祉産業建設常任副委員長（角畑 正数君） それでは、福祉産業建設常任委員会審査報告。

議案第5号吉富町福祉的給付金支給条例の制定について、議案第6号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、議案第16号令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第18号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）について、議案第19号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第21号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計予算について、議案第22号令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第24号令和5年度吉富町水道事業会計予算について、議案第25号令和5年度吉富町下水道事業会計予算について。

去る3月3日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第5号吉富町福祉的給付金支給条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、県単位化になって、県から示される納付金を町は支払いますが、そのお金は、基本的には国保税で賄うと理解しています。しかし、国保税だけでは足りないと思われませんが、不足分は予算書の中ではどのように賄われていますか。繰入金の町独自均等割保険税繰入金51万円に関して、法定外繰入れの場合はペナルティーがあると聞いていますが、ありますか。ペナルティーによって減額される金額は、どのような計算式で算出されるのですか。吉富町の1人当たりの国保の医療費はとても高いという説明を本会議で受けました。医療費を下げるためには、議会も一緒になって努力していかなければならないと思いますが、町として何らかの取組として力を入れていきたいと思っていることがあれば教えてください。ジェネリック医薬品普及促進通知書郵送料は、町内の病院へジェネリック医薬品の使用を促す通知のためですか。頻繁に病院を受診している人は、同じような薬を飲んでいることはないと思いますが、お薬手帳で重複しないように管理されていますか。レセプト点検はどのようなことをされているのですか。県単位化になり、これから変わっていくことがありますか。激変緩和措置で、吉富町は令和5年度でどれだけの恩

恵を受けているのですか等々の質疑がなされ、意見では、今回の予算案ではペナルティーを受けながら、子どもたちの均等割の減免のため、一般会計からの任意の繰入れが51万円なされています。少額とはいえ画期的なことだと思います。1人当たり医療費が依然として高く、健康な体づくり、日々の生活をいかにつくっていくかは本町の基本的な課題の一つだと言えます。これまでも様々な取組がなされていますが、引き続き住民の協力を得るより効果的な取組を求めます。反対の理由は国の施策です。国は国保に抜本的に多くの補助を投入すべきだと思います等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、昨年度から被保険者は何人増えていますか。国保の1人当たりの医療費はとても高いのに、高齢者になると、60市町村中57番目で、とても低くなっています。このことはどのように分析したらよいか疑問でしたが、どのようにお考えですか。精神疾患の患者の割合は全体のどれぐらいですか。広域連合の運営安定化基金が100億円以上あると聞いています。正確に幾らあるか分かれば教えてください等々の質疑がなされ、意見では、反対理由は、後期高齢者医療制度そのものへの反対です。経過措置が設定されてはいますが、昨年10月から2割の窓口負担をしなければならなくなった方も町内には多数いらっしゃいます。運営安定化基金のことを聞きましたが、たしか100億円以上あると思います。これは保険料を下げることに使っている基金だと聞いています。広域連合の保険料は2年に一度改定なので、昨年改定されていて、令和5年度は改定される年ではないですけど、物価高騰の中で高齢者の生活はとてもきついと思います。ですから、この運営安定化基金を使って臨時的にでも下げるべきだと主張して反対の意見とします。後期高齢者医療の環境の厳しい中、計画を立てていただいて、頭が下がります。先ほどの議論の中で、広域連合は100億円の基金があると聞きました。私も介護保険の会議に出席していますが、基金は持っておかないと、余裕のある運営が必要だと聞いています。大変運用の厳しい中で基金をしっかり確保しながら運営すべきだし、そうやっていただいていると思っています。そういう意味で賛成します等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号令和5年度吉富町水道事業会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、緊急時の受水費について、令和4年度も同額計上されたかと思います。令和4年度はポンプの交換が理由だったと思いますが、令和5年度もそうですか。それと令和4年度は実際に予算額の受水が必要だったのでしょうか。水道会計の予算書の中でインボイス制度の影響があれば教えてください。動力費について、燃料も高騰していて電気代も値上げしてきていますが、

値上げを見込んでの予算計上ですか。下水道事業には受益者負担金がありますが、水道事業の場合は随分昔に布設しているので、その当時あったかと思うのですが、下水道で言う受益者負担金のようなものが水道にもあったんですか。下水道工事に伴い水道管の布設替えを毎年施工していますが、令和5年度はどれぐらい布設替えを見込んでいますか。埋蔵文化財発掘作業委託料について、過去、水道管の布設替え工事のときに文化財が発掘されたのですか。場所はどこですか等々の質疑がなされ、意見では、水に消費税をかけているので反対いたします等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号令和5年度吉富町下水道事業会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、下水道使用料に関連して、現在の下水道への接続率はどれぐらいでしょうか。マンホール等修繕費について、場所と何か所か教えてください。道路によって設置するマンホールの耐荷重は違うと思います。一番最低の耐荷重は何トンですか。報償費に関連して、受益者負担金の積算根拠を教えてください。浄化槽切替接続費補助金を活用した実績件数を教えてください。下水道計画区域に入ると、浄化槽設置の補助金は出ないのですね等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 予算決算委員長。

○予算決算常任委員長（太田 文則君） 改めまして、皆さんおはようございます。

では、予算決算常任委員会審査報告を行います。

議案第14号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）について、議案第20号令和5年度吉富町一般会計予算について。

去る3月3日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第14号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、地方特例交付金、普通交付税について、確定額が出たのですか。また、今回予算化していますが、まだ残額がありますか。放課後児童クラブ保育料が200万円減額になっていますが、理由を教えてください。吉富町社会福祉協議会派遣職員給与等負担金の減額理由を教えてください。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、給付実績を教えてください。プレミアム商品券発行事業等助成金について、減額になっていますが、理由をどう捉えていますか。緑の基本計画及び事業評価資料等作成業務委託料について、減額になっていますが、もう計画ができていますのですか、説明をお願いします。修学旅行キャンセル料補助金について、コロナ

によるキャンセルという説明を聞きました。通常の旅行は、コロナの最中は大方の場合、キャンセル料が発生しなくなっていたのが大半であったと思いますが、説明をお願いします。また、生徒の保護者の手出しはなかったのか教えてください。次年度、基金の積立てとして財調以外に特定基金に積み立てる計画はありませんか等々の質疑がなされ、意見では、今回の一般会計補正予算は、ずっと議会が主張していたとおり、執行残をなるべく残さない、そういう見せかけだけの本当の町の力ではなくて、町の体力がどれだけあるかが分かる予算になっていて、大変いいと思います。また、財調の取崩しがないことは、貯金を取り崩さなくて自分の財布だけでやることが見える補正予算となっていますので、その部分を評価して賛成意見とします等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号令和5年度吉富町一般会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

歳入の質疑では、臨時財政対策債について、財政部局の考え方をお聞きします。固定資産税について、新築は前年度比8件増で670万円減の当初予算になっています。減価償却等によるものが大きいのではと思います。数年前に町内の製薬会社の大きな固定資産税が入ってきて、これが毎年確実に減額されていると思いますが、その辺の説明と今後の予想についてお願いします。予防接種健康被害救済給付費負担金について、救済の条件について説明してください。運転免許自主返納等支援事業費補助金について、自主返納した人は、自主返納したことを町に申請して補助を受けられるのですか。数年前に基金を運用するようにしたと思います。国債を中心として安定したものに基金を運用するという説明でしたが、その後どうなったかお聞きします。

歳出の質疑では、職員採用試験委託料について、何人分計上していますか。また、4月1日に新規職員が何人採用されるのかお聞きします。町長交際費について、以前はホームページか何かで公開されていたかと思いますが、今されていないので、今後公開するのかお聞きします。広報作成能力向上研修委託料という新しい項目がありますが、どのような取組か教えてください。光熱水費について、昨年度当初予算と比べて1,600万円ほど増額になっていると思います。一般の家庭や企業では、節電したり、いろんなことで節約して対応しているところが実際あると思いますが、役場、行政としてどういう対策があるか、あれば説明してください。安心安全みまもりカメラ設置工事について、設置場所が分かれば教えてください。今までに警察から防犯カメラのデータの情報提供依頼がありましたか。ふるさとWish制作委託料について、今後、町として継続してやっていく予定か教えてください。築城基地協賛会負担金について、前年度に比べて増額になっていますが、理由を教えてください。コミュニティバス豊前・中津線運行委託料について、乗客数を教えてください。交流マルシェ企画運營業務委託料について、いつまで続ける予定なのかお聞きします。また、チャレンジショップ運営委託料が計上されていませんが、なくな

ったと理解してよろしいかお聞きします。ふるさと吉富まちづくり応援事業委託料について、昨年度は、さとふる、楽天、ふるさとチョイスの3社にふるさと納税の委託をされていたと思いますが、今年度は何社に委託するのか教えてください。航空写真撮影等業務委託料について、定期的に撮影しないのか、何年に一度撮影するという制度はつくらないのかお聞きします。GPS端末購入費補助金の説明をお願いします。介護予防・日常生活支援総合事業委託料が昨年度に比べて大幅に増額しています。説明をお願いします。特定空家等除却工事費について、工事箇所はどこになりますか。過去に除却申請したけど、補助金をもらえなかった人はいますか。PCR等検査費用助成金について、申請数の推移を教えてください。多面的機能支払交付金について、地域の農家の方達が町からいろいろ補助金をもらっていると思いますが、この交付金によって補助金の変動があるのかお聞きします。水産多面的機能発揮対策事業交付金について、実際にはどういったことをするのですか。また、この交付金はどこに支払うのですか。漁港施設工事費が計上されていますが、この工事は災害時での浚渫工事ですか。定期浚渫ですか。観光マップ・散策マップ作成業務委託料について、昨年作ったのではと思いますが、令和5年度も作成するのですか。景観整備事業負担金が令和5年度も計上していますが、この事業はあと何年続くのですか。町営住宅解体設計業務委託料について、高浜住宅を廃止して引っ越してもらうという事ですが、移転そのものに全員納得したのかお聞きします。給食費助成金について、新1年生の入学予定者数と全校で何名か教えてください。教科用図書採択協議会負担金と教科用図書調査研究協議会負担金について内容を説明してください。給与費明細書、一般職の職員数について、前年度比7名減になっていますが、今年度、定年が何名いるのかと7名減に対して補填人員を考えていないのかお聞きします。会計年度任用職員数は、令和4年度末と令和5年度4月1日で何名かお聞きします等々の質疑がなされ、意見では、岸田政権が進める軍拡の下、築城基地が非常に危険となる中、自衛隊関連予算は問題です。学力テストは比較を目的とし、科学性もなく実施すべきではない。町長交際費は公開するべきである。一方、保育所整備関連予算は認可外保育所の認可化を支援するもので賛成である。子供たちにはより豊かな環境を、保護者には労働を保障し、地域経済の発展、まちづくりに貢献すると考える。さらに、この予算は令和4年度で決定されたものが工期の延長によって2つの年度にまたがったため、予算が二分されたものであり、既に建設が3月末には40%進み、6月末に完成するという見込みという中で計上されているということです。今回の評決については、所属政党の上部組織にも相談、地元党组织との協議を重ねた上で3点の問題点を指摘し、町長の与党になったのではないことも述べて賛成の意見とします。今回の令和5年度一般会計予算に対して、臨時財政対策債に頼らない部分についても大変喜ばしい内容だと思います。今回は骨格予算と言いながらも、ある意味、ところどころでは協調した予算が入っております。特に一番言いたいのは空き家対策が吉富町ではなかなか進まなかったものが一步前進。特

に今回は行政代執行をやるという、これは町にとっては大変覚悟がいることだと思います。今回の姿勢を骨格予算に計上したことは重要であると意味して、そこについて特に賛成意見を述べたいと思います。自衛隊関連予算が計上されています。世論の自衛隊に対する期待は高まっていると考えます。学力テスト予算も計上されています。本町で近年学力が上がっているところも、この学力テストによる影響が大きいとも考えております。また、国に準ずるところというのを受け入れるのは大方のコモンセンスであろうと捉えております。以上、賛成意見といたします等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第3. 議案第2号 吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第2号吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。議案第2号吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第3号 吉富町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第3号吉富町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号吉富町個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第4号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第4号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第5号 吉富町福祉的給付金支給条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第5号吉富町福祉的給付金支給条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号吉富町福祉的給付金支給条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第6号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第6号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 議案第6号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例は、マイナンバーカードでひも付けされている銀行口座を利用しての公的給付金等を正確かつ迅速に処理するための一部改正であり、現在では、税、社会福祉、災害給付と限られた分野での利用を行っており、急速に進むデジタル化社会の対応に向けての準備と捉え、賛成します。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案

は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第7号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第9号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第10号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第11号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第11号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第14号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、議案第14号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。議案第14号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）に対しての討論を行います。

各款項予算において、不用額の適切なる減額補正が行われ、また、財政調整基金の繰入れも行うのに、その年度中の予算だけの執行を前提にて予算組み直しの補正をしていることなど、大変評価できる補正予算と判断をして賛成させていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありますか。反対討論ですか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 議案第14号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）につきまして、昨年6月定例町議会、一般会計補正予算（第3号）において、施設整備費をはじめとしたつくしんぼ保育所認可化の移行支援強化事業に対して、私は反対を表明した次第です。

翻って、本補正予算を見ると、建設が遅れたことによって次年度に渡すための手続き上の措置

のようですが、以前と同様の予算が減額にて上がっております。私としては、予定どおりに年度内に終えてほしかったところ、それに、今さらながらと思う節もなきにしもあらず、ここは大人の対応をするべきかと考えが錯綜しましたが、熟慮の末に、徹頭徹尾、首尾一貫を貫くことを選択したところであります。

よって、この理由にて、本補正予算に対して反対を表明いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 次、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第14号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。

**日程第13. 議案第15号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
について**

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第15号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第16号 令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第16号令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第17号 令和4年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（是石 利彦君） 日程第15、議案第17号令和4年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号令和4年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第18号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第18号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第19号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について

て

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第19号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第20号 令和5年度吉富町一般会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第18、議案第20号令和5年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。矢岡議員。反対討論。

○議員（4番 矢岡 匡君） 議案第20号令和5年度吉富町一般会計予算について。

一般会計補正予算（第11号）と同様に、保育所施設整備費をはじめ、前年度から渡されてきたつくしんぼ保育所施設整備（認可化移行）事業の予算が上程されております。対象保育所は、既に建設中とのことで、途中で止まっても迷惑な話だろうと考えが交錯するほど苦渋の選択でしたが、6月補正にて理由を述べて反対討論を行った私としては、徹頭徹尾、初志貫徹を貫くという判断をいたしました。

よって、令和5年度一般会計予算には、この1点において反対の意思を表します。

以上、反対討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第20号令和5年度吉富町一般会計当初予算に対する討論を行います。

令和5年度予算は、基本的には骨格予算で組まれるものだが、まず、予算の歳入に関して、全額交付税措置ではあるものの本来は不必要な借金ではと指摘を続けていた臨時財政対策債を最低限と組んでいること、歳出では、長年、地域住民が不安視していた危険空き家への略式代執行である危険空き家等除却工事の費用計上や空き家対策の一環である老朽危険空き家等除却事業補助金が例年よりも増額など、町で停滞していた空き家対策を前向きに進めるためと思われる予算など、大変評価できる当初予算である。

しかし、一方で、想定していなかった電気代の高騰や職員の定着性の問題などへは十分注意を

払った上で次年度予算を執行していただきたいとし、全体では賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 賛成の討論を行います。

まず、問題点についてでございます。

現在、岸田政権は、防衛費2倍化の増額を打ち出し、大増税へも言及する事態となっています。築城基地は、建設中であった米軍用施設の引き渡しを令和5年度に予定しており、その1つは自衛隊と共有する地下の宿舎です。集団的自衛権の下、敵基地攻撃能力を行使すれば、築城基地から10キロしか離れていない吉富町も戦渦に巻き込まれてしまうでしょう。このような危険な動きに対して馴れ合的に自衛隊関連予算を計上することは許されないと思います。

学力テストは、全国共通のペーパーテストで、過去の比較を目的とし、学力判断の科学性を持たないものです。その結果の比較が教師と子供たちを追い詰めかねず、心配です。実施すべきではありません。

町長交際費の公開を求めましたが、その方向性すらも見られませんでした。公開するべきだと思います。

委員会の席上では考えていませんでしたが、地域おこし協力隊の一般質問を準備する中で、町とツクローネ吉富、協力隊とツクローネ吉富の関係に、私自身、疑問が生じています。これまで、ツクローネ吉富の設立の経緯やまちづくり会社という名前に、私自身、あたかも町の出先であるかのような感覚を持っていたように思います。今回、ツクローネ吉富が株式会社であることを直視したとき、ほかに対して公募することもなく、協力隊の派遣や助成金交付が行われるということは問題だと感じております。

一方で、本予算案には、保育所施設整備費が組まれています。これは、認可外保育所の認可化を支援するもので、私は賛成です。理由を述べます。子供たちにより豊かな環境が与えられます。保育の無償が労働の保証に直結し、地域経済の発展につながります。町内4か所の認可保育所の存在は、保育所の確保を保証することで、出産の決意、移住、定住につながり、人口増、まちづくりに貢献できます。さらに、今回の予算計上は、工期の延長に起因するもので、園舎は既に建設中であることも理由の1つです。

私は政党に所属しており、一般会計当初予算の評決に当たっては、町長との間に政策協定がない中で、優れた点は評価し、理由を述べて反対してきました。本予算案については、政党の上部機関にも相談し、地元党组织とも協議を重ねた上で、冒頭で述べた問題点を指摘し、決して町長の与党になったのではないことも表明し、賛成の討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 令和5年度一般会計予算について。

歳入では、財産収入で利子及び配当で、昨年度より始めた国債等の購入による増額を評価します。今後も財政状況に合わせて増額も検討していただくことを期待します。

歳出では、令和4年度に条例改正しました空き家対策が令和5年度からいよいよ動き出します。新しい町並みがどのようにできるのか期待します。今後、本町に合った方法で進めていくことを期待します。

また、保育所設備経費が計上され、昨年計上されました工事が遅れたため補正で減額、そして、本年度また計上されていますが増額になっています。これは、最初の準備不足ではないかと思われます。この費用は全て公金で賄われていますので、今後、このようなことがないように、しっかりと計画を立てて行っていただきたいと思います。

また、長年の懸案でしたし尿処理の豊前市と上毛町との共同処理がいよいよ始まります。先輩議員方が議論を尽くした最善の結果に落ち着き、予算の計上をされていることをうれしく思い、今後も3市町でできることは協力し、お互いに発展することを期待します。

以上の理由で賛成します。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） 議案第20号令和5年度吉富町一般会計予算について賛成討論をいたします。

その前に、皆さんも御存じかと思いますが、4月に行われます次の町議会選挙に私は立候補しないということをお伝えしておりますので、議場で発言するのは今日が最後だと思って、ちょっとお時間もいただいて、8年間の反省も踏まえて賛成討論をしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 許可をします。

○議員（3番 中家 章智君） 私は、8年前にこの議場で最初に発言させていただいたときに、自分のモットーとして、和を重んじ信義に厚くということをお初に出させていただきました。これは、私の先々代、創業者が102年前に会社を作ったときに社訓の1つとして、5つある社訓の1つとして社員に示されたものです。

和を重んじ信義に厚くと、これをずっと私は大事にしてきたつもりでございます。もちろん、議員としてではなくて一個人として（ ）、和が大事だということを思っています。

この吉富の議員になってからは、またそれまでも、私は常にチームでやりたいことを考えています。チームは、例えば高校野球でしたら、強いチームは甲子園で優勝することを目標とする

チームもございます。弱いチームでしたら、県大会の1回戦を突破というチームもあると思いますけど、チーム全員が同じ方向を向いていっているということがチームだと、エースで4番もおれば、エースも8番打者もおるということですが、全員が同じ方向に向かって努力しているというのがチームだと思います。

企業であれば、会社、社長がおって、社員がおって、社員もしくは役員会とかで方向を示すわけですけど、それで一致団結して行って強いチーム、強い企業を作るわけです。家庭でもそうか分かりませんが、私は常にチーム吉富でやりたいと思っています。

父の話をちょっとさせてもらいますけど、20年ほど、町の町長をさせていただきました。息子である私が言うのもなんですけど、怒った姿を一度も見たことがないくらい温厚な人間でした。ただ、町長ということで、選挙なんかが、大きな選挙をするようなことになり町を二分するような選挙を数回するようになります。例えて言えば、今富町長ですね、そういう方々との関係を、もし父が少しでも溝を作ったのであれば、私が少しでも埋めていければいいと思って議員になったところもございます。前今富町長とは、いろんな面で色々な話をさせていただきました。山本議員の関係者としては、まちづくり会社の山本哲士とか、後輩でもありましたし、彼らと意見交換をしながら町のためにやってきた8年間であると思っております。大した成果はなかったかもしれませんが、そういう気持ちはこれからも、議員を辞めてからも、今以上に努めていきたいと思っております。

日本がほかの外国の先進国に比べて、いまいち経済発展しなかったり、人口が少なかったりとか、いろんな問題があろうかと思っていますけど、一番危惧するのは、少子高齢化という問題でございまして。高齢化というのは、日本が世界一優れた医療を安価で享受できている素晴らしい制度の上で高齢化ということは微笑ましい。心配なのは少子化でございまして。皆さん、本当に実感していると思います。子供が減ってきたと思っています。これをどうにかするには、やっぱり政治の力だと思っています。

国は大きな予算を使っていますが、歳入のほとんどは赤字国債という形で、次の世代に負の資産をどんどん残しております。安倍政権時、2020年に基礎的財政収支を黒字化するという国債公約を掲げましたが、いつの間にか先送りされて、コロナの中においては、そういう議論さえもされなくなって、全ては赤字国債で、将来のツケに回されている状況でございまして。

我が町におきましても、先ほど財政調整基金、いわゆる財調が積み増しできるということは非常にいいことだと思います。お金の使い方が素晴らしいことだと思いますけど、ほとんどが地方交付税による補填ということで、自主財源を作ることが各自治体にも非常に必要なことだと思います。

花畑町政におかれましては、1期目で多くの成果を残していただけたと非常に思っています。

また、本年度は80周年という節目の年でもございました。ここにおる町長をはじめ執行部の皆さんのおかげで、すばらしい80周年事業が行われたと思っています。

私としては、もう少し議員として頑張っていればというところも、反省する点もございますけど、チーム吉富は新たな町長の下に、さらに前進してもらいたいという気持ちでいっぱいでございます。

これからはバッヂを外しますが、一町民、一企業人、そしてまた、商工会の会長としては、次の後継者が早く手を挙げてくれるような環境を作って、今まで以上に、今までできなかったボランティアやいろんなことで、吉富町のために一生懸命頑張っていきます。皆さん、力を合わせて、チーム吉富で頑張っていましようということをお伝えして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。御異議がありますので起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第20号令和5年度吉富町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第21号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第19、議案第21号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の予算案では、ペナルティを受けながら、子供たちの均等割の減免のための一般会計からの任意繰入れが51万円なされております。少額とはいえ画期的な

ことと思います。1人あたりに医療費が依然として高く、健康な体づくり、日々の生活をいかに作っていくかは、本町の基本的な課題の1つだと言えます。これまでも様々な取組が成されていますが、引き続き住民の協力を得るより効果的な取組を求めます。

反対の理由は国の施策です。国は国保に抜本的に多くの補助を投入するべきです。

以上で反対討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 我が国の国民健康保険制度は、世界においても引けを取らないすばらしい制度だと認識しております。国に準ずるところは自然に受け入れるのが大方の共通感覚であろうと思ひまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第21号を採決いたします。御異議がございますので起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第21号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第22号 令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について、

○議長（是石 利彦君） 日程第20、議案第22号令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 制度そのものへの反対というのが主な理由です。

経過措置が徹底されていますが、昨年10月から医療費の負担が2割に増えた方も多数あります。物価高騰の中で、収入減が年金しかなく、その年金が下げられていく中、高齢者は苦しんで

います。

運営安定化基金125億円と聞きました。これを活用して、年次的にも保険料を下げるべきだということを主張して、反対の討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 国に準ずるのは自然なことというのが大方の共通感覚であろうと思ひまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第22号を採決いたします。御異議がございますので起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第22号令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第23号 令和5年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第21、議案第23号令和5年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号令和5年度吉富町奨学金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第24号 令和5年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第22、議案第24号令和5年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 税は所得に応じて納付する、これが近代社会が獲得した税の考え方だと理解しています。消費税は所得に関係なく課税される、不平等で間違った税の制度です。それを生命の維持に必要な水にかけている、これは本予算案の問題点です。

国が決めたことだから従うべきという議論がありますが、例えば、子供たちの医療費の補助に国が関心を示さなかったとき、地方自治体が財源をやりくりし、ペナルティを受けながら少しずつ補助を実現してきました。そして、今、国も一定の額を負担するようになっていきます。こういう例はたくさんあります。住民の直に接する地方自治体だからこそ、住民の暮らしの実態がよく分かり、住民の暮らしを守る立場で発信していく、それが地方自治体と議会の役割だと私は理解しています。国が決めたことに、唯唯諾諾と従ってはいは世の中は変わらないし、住民を思うことはできません。

本予算案は、消費税を水にかけているので反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 令和5年度吉富町水道事業会計予算についてです。

水道事業は町民の生活に直結する大切な事業です。本年度も10年に一度の大寒波において、断水せず、町民の生活が守られました。それは職員の日々の点検業務がしっかりしたおかげだと思われまます。

今後も業務をしっかりとさせていただくことを期待して賛成します。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 令和5年度吉富町水道事業会計について賛成討論させていただきます。

先ほど消費税の話があったんですが、こちらにつきましては、水道事業会計という別会社であります。別会社である以上は、まちづくり会社と同じく別個であります。行政ではございませんので、そちらが消費税を取らないということは脱税行為になりますので、これはできないと思っておりますので、その意味も含めましても、この予算については賛成させていただきたいと思っております。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 水道に消費税がかかっております。このことについての説明は、平成の早い時期に説明がなされております。また、消費税につきまして、30年来、法人税が滞る中、国を支えているものと認識しております。

そして、国に準ずるはよしとするところが大方のコモンセンスだと思いますので、以上、賛成討論といたします。

○議長（是石 利彦君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第24号を採決いたします。御異議がございますので起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第24号令和5年度吉富町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第25号 令和5年度吉富町下水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第23、議案第25号令和5年度吉富町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 令和5年度吉富町下水道事業会計予算についてです。

下水道事業は、今までかなりの資金を投入し、延長を進めてきました。令和5年度も計画されていますが、資材高騰による工事費の上昇が懸念されますが、特に若者の定住化には必要であると思われ、効率的に進めていくことを期待して賛成します。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。失礼しました。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 議案第25号令和5年度吉富町下水道事業会計予算について。

私の見間違いでなければ、黒川をわたって、幸子、神揚のほうにわたっていく事業が、今回、説明がなされたと感じております。全くそこは予想がつかなかったと、（ ）したと驚くべき評価をしておりますので、賛成討論にさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） ほかに反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号令和5年度吉富町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

以上で、執行部より付議されました議案は全て議了いたしました。

ここで、町長から議員の皆様へ御挨拶があります。町長。

○町長（花畑 明君） このたびの3月定例町議会は、本日までの17日間、長期間にわたっての慎重な御審議、大変ありがとうございました。

執行部が御提案いたしました全ての議案に対しまして、提案どおり御議決いただき、誠にありがとうございました。

本日御議決いただきました令和5年度当初予算は、御案内のとおり骨格予算ではありますが、町民生活に影響を与えないよう配慮した予算編成としております。早速様々な、課題に対応するためお預かりをした予算を長期に施策の実現に結びつけることで、笑顔あふれる町民の幸せが一番のまちづくりに向かって職員みんなで頑張ってまいります。

早いもので、令和4年度も間もなく終わりを迎えます。振り返りますと、町政施行80周年記

念の様々な行事のほか、新型コロナのワクチン接種に加え、地方創生臨時交付金を活用した給食費の無償化や水道基本料金の減免、全世帯への応援商品券の配布、エコまちプロジェクトの拡充など、コロナや物価高騰の影響で大変に苦しい生活が続いている住民の皆さんに少しでも明るく元気に暮らしていただくため、数多くの施策に気持ちを込めて取り組んできた1年でありました。

大変忙しく、あわただしい1年となり、職員にも本当に苦勞をかけましたが、多くの住民の皆様の喜ぶ顔とありがとうという感謝の言葉のおかげでその苦勞が報われたと、私も含め、心に思う職員も多かったのではないかと思います。この場をお借りしまして、議員皆さん、そして、職員の皆さんにもお礼を申し上げる次第です。

先週からとても暖かい日々が続き、三寒四温のうつろいの中、一気に春めいてまいりました。3年間に及ぶマスク着用の生活から少しずつ解放され、以前の日常を取り戻せる日が近づいていることを心から嬉しく思い、コロナによる閉塞感から解放されつつある中、明るい話題を少しでもお届けをし、町民の皆様の満面の笑顔が見られることを楽しみに、残されたわずかの任期の間も全力で駆け抜けてまいります。

そして、再度、チャンスをいただけるならば、次の4年間もこれまで以上に町民皆様の思いに応えられるよう、職員とともに力を合わせて、しっかりとした住みよいまちづくりを進めてまいりたいと強く思っております。

先ほど中家議員より御挨拶をいただき、大変感慨深くも、また、新たな目標、思いに向かってのこれからの人生にエールを送る次第でございます。また、ほかの議員の皆様と、次回もまたこの議場でお会いをして、町民の幸せのために町に何ができるのかを真剣な議論を交わせる日が来ることを楽しみにしております。お互いに頑張ってみましょう。

以上、簡単ではございますが、任期最後の議会閉会に当たってのお礼の御挨拶に変えさせていただきます。至らない点が多々あったかとは思いますが、この4年間、町政運営に真摯な御理解と御協力を賜りましたこと、誠にありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） 執行部は退席されて結構でございます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

午前11時25分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

.....

日程第24. 請願第1号 国に対し消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出

に関する請願

○議長（是石 利彦君） 日程第24、請願第1号国に対し消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。（「これは不採択だったらどうなるのですか。委員長報告のあれに対しての反対・賛成ですか」「そうです。だから、不採択に対して賛成か反対かという話なんです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この報告書を読みますと、中止と延期についてのことが言及されておりますけれども、私はあの席で同僚議員の指摘は確かにそうだなと思ったので、ではいいです、中止ということで書き直しをお願いしますと言ったかと思えます。ですので、この反対の理由はおかしいかなと思います。一般質問でも言いましたが、この制度は現在の免税業者に大打撃を与えるだけでなく、地方自治体にも地域経済にも大きな影響を与えます。しかも、電力会社へは国税を使つての取組でもありますが、ほかにはありません。これも不公平で、このような制度は実施すべきではないと思うので、委員長報告の不採択に対して反対いたします。

○議長（是石 利彦君） ほかに。討論かな。賛成討論にいたしますか。賛成討論。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これは委員会の中の説明にもありますように、提出内容について、ちょっと道義的に問題があるかと考えております。先日、説明のときに、同僚議員が提出のときに、中止に変えてもいいですという話があったのですが、それであるならば、会議規則にのっとり、その時点で修正を加えるなり、訂正を加えるなりするべきものです。提出された案件そのものが後で変えるということは、これはおかしい話なので、私はそういう意味でこれはおかしいから賛成できないという趣旨を委員会で述べました。確かに、変えることは可能なのは可能なんです。それは何かというと、会議規則というものの中で、修正なり訂正なり加えて、委員会にもう一度違う形を出していたのでいいのですが、委員会で不採択された後に変えるというのはできませんから、そういう議論で提出されたのだと私は判断しましたので、その部分について特に反対と言いました。その意味でも、この委員会の決定は私は賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 手続議論ですね。ほかに賛成討論はありませんか。矢岡議員。マスクを取ってください。

○議員（4番 矢岡 匡君） 制度の進捗状況を鑑みると、遅きに失した感がございます。それが私の委員長に対する賛成討論であります。

以上。

○議長（是石 利彦君） 時間的に遅いというわけですね。ほかに賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、請願第1号を採決いたします。御異議がございますので、起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、請願第1号国に対し消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出に関する請願は、不採択に決定いたしました。

日程第25、発議第1号 吉富町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第25、発議第1号吉富町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者に説明を求めます。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） それでは、提案理由を説明いたします。

発議第1号吉富町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の令和3年5月の公布に伴う改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が地方公共団体の執行機関には直接適用されることとなりますが、地方議会は国会や裁判所と同様に、その独立性を確保するという考え方から、同法の適用対象外とされました。そこで、議会における個人情報保護に関する制度について新たに条例を制定する必要が生じたことから、本条例案を提案するものです。終わります。

○議長（是石 利彦君） これから、質疑に入ります。本案に対し、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号吉富町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第26. 意見書第1号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書について

○議長（是石 利彦君） 日程第26、意見書第1号東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書についてを議題といたします。

提出議員に提案理由の説明を求めます。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 意見書第1号東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書について、提案の理由を説明いたします。

東九州新幹線は、全国新幹線鉄道整備法における基本計画路線と位置づけられ、着工予定、改良予定ともに未定のまま現在に至っております。この間、整備計画路線と決定された九州新幹線鹿児島ルートは平成23年に全線開通し、西九州ルートにおいては令和4年9月に開業しました。東九州地域を縦断する東九州新幹線は、九州新幹線と接続することで、交流人口の増加、地域の活性化、産業振興などに大きな効果をもたらすものであり、産業、経済、文化等の発展に重要な社会経済インフラとして早期整備、早期実現が望まれています。

○議長（是石 利彦君） これから、質疑に入ります。本案に対し、御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この意見書案に対する自分の態度を決めるために、私は九州新幹線が建設されるとき熊本県議会の議事録を読み終えました。ここで問題になったのは、JR、国、県、地方公共団体の負担割合でした。そこでは、JRの実質的負担が極度に少ないということが指摘されておりました。今回の意見書案の求めるべき事項の中に、その負担割合についての言及がないのですけれども、この辺はどうなのかということと、もう一つは、九州新幹線の建設においても、多くの住民の足であるところの在来線の存続が問題になっております。意見書案には、これもうたわれておりませんが、この点はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） お答えいたします。

質問の内容ですけれど、手元に資料がございませんので、ここで答えすることができません。

○議長（是石 利彦君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定より、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 新幹線の敷設に対しては、反対ではなくて、基本的には賛成です。

先ほど言いましたように、負担割合についての言及がなくて、在来線の存続の担保がない状況なので、反対というよりも賛成できないので、反対という立場です。反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。御異議がございますので、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、意見書第1号東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第27. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（是石 利彦君） 日程第27、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教委員会、福祉産業建設委員会、予算決算委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時47分閉会
